

## 循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品の認定について

[大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会報告]

大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会長

平成 30 年 9 月 7 日に知事から諮問があった、大阪府循環型社会形成推進条例第 12 条に基づく「リサイクル製品の認定」について、同日にリサイクル製品認定部会を開催し、審議を行った。

「大阪府環境審議会条例」第 6 条第 7 項及び「大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領」第 3（5）の規定により、同部会の決議を本審議会の決議とし、同日付けで答申を行ったので、同要領第 3（6）の規定により報告する。

## 平成 30 年度大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会(第 1 回)の概要

募集期間	平成30年6月18日～7月13日
申請製品数	10製品※1
製品概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 廃木材と廃プラスチックを使用した建築用製品(エコマーク商品)</li> <li>② 廃棄瓦を使用した土木・建築用製品</li> <li>③ 再生プラスチックを使用したプラスチック製品</li> </ul>
諮問日	平成30年9月7日
部会開催日	平成30年9月7日
審議結果	諮問のあった製品については、すべて認定することが適切と認めた(別紙参照)。
答申日	平成30年9月7日

※1) 第1回は再申請のみ受付

答申を踏まえ、平成30年10月1日付けで大阪府が10製品を「大阪府認定リサイクル製品」として認定。

### 参考1 大阪府リサイクル製品認定制度について

対象：府内で排出された循環資源を使用して国内で製造した製品

手数料：1申請につき18,000円

基準：リサイクル製品認定要領で認定基準を定める。

(循環資源の配合率、環境等への配慮、各種規格等への適合など)

認定期間：3年(コンクリート塊等を原材料とする再生舗装材については平成31年2月末まで)

### 参考2 認定マーク



### 参考3 認定製品数(各年度末)の推移について

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30.10末 現在
認定製品数※1	269 (185)	276 (192)	272 (206)	262 (209)	274 (231)	265 (230)
なにわエコ良品 ネクスト※2	—	—	16	23	66※3	66※3
なにわエコ良品	269	276	256	239	208	199

※1) ( )内は、コンクリート塊等を原材料とする再生舗装材を除く件数

※2) 認定製品のうち、製造者により使用済み品が回収され、繰り返しリサイクルされるものを「なにわエコ良品ネクスト」として認定(平成27年度から認定)

※3) 家具、強化磁器食器(学校給食用・病院用)、消火器など